

2019年度事業計画

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

〔事業方針〕

我が国の国土の約7割を占める森林は、洪水を緩和したり、人間が生きる上で必要な酸素を生成したり、動物の住処として生活を守るなど、有益な役割を多く果たしています。その役割の大切な1つとして、安全で美味しい湧き水や地下水を生み出し、私たちの生活に必要な水を提供しています。森林が育む水は、国土の財産であり、社会全体で保全に努める必要があります。

そこで、当法人は、持続的な社会の構築とグリーン経済の実現を目指して、豊かな自然環境と、森が育む水資源を後世に引き継ぐための環境保全活動を積極的に行うとともに、地域の経済発展と雇用促進に資する地域振興活動を行うため、下記の事業に取り組めます。

1. 環境保全事業

(1) 森林管理保全支援事業

富士山麓にある約50haの契約林地を対象として、広葉樹を育成するための森林整備を実施します。

また、森林整備に取り組む団体・個人を対象に広葉樹の苗木を公募配布します。

さらに、山梨県内の森林の清掃活動を自ら行います。

(2) 木材有効活用事業

木材を有効に活用し森林環境保全に資するため、木材商品の配布を行い、併せて活用を促すPRを行います。

2. 環境保全活動普及、育成事業

(1) 環境保全普及スタッフ等育成事業

山梨県内の環境保全管理対策や、各種調査研究、普及啓発活動などを行うスタッフやガイドを育成します。

(2) 環境プログラム受託事業

地元の小中高を対象に、環境に関わる教育や、自然体験教室などのプログラムを受託します。また、環境プログラム体験イベントや、環境に関する講演会を開催します。

(3) メディアPR事業

環境保全の啓発や財団の活動PRのため、メディアを活用した広告宣伝を行います。

3. 環境保全活動への助成、顕彰事業

(1) 公募助成事業

環境保全活動及び地域振興活動に取り組む個人や団体を対象として、公募助成を行います。

(2) 顕彰事業

多くの人々の模範となる優れた環境保全活動及び地域振興活動を行った個人・団体を顕彰します。

(3) 環境保全支援事業

環境保全活動及び地域振興活動に取り組む個人や団体を対象として寄付支援を行います。

4. 収益事業

(1) 農林産物の販売事業

環境保全に寄与する農林産物を販売することで、産業の維持発展とさらなる環境保全の発展に貢献します。